

別紙

島根県DV対策基本計画（第5次改定）（素案）に関するパブリックコメントに対する県の考え方

（注）共通するご意見は集約して記載しています。

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
1	<p>第2 島根県におけるDVの現状と第4次改定計画の総括 (2) 第4次改定計画の総括 ○総括 基本目標Ⅲ DV被害者の暮らしを支える地域づくり</p> <p>・ 市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合が100%となっているが、<u>出雲市では継続的な支援を必要とする被害者がおられる場合でも、相談者本人との連絡が途絶えるケースがあるため、達成率が100%とはいえない。</u></p>	<p>(P10) ご指摘のとおり、継続的な支援が必要な方であっても相談をするかは被害者本人の意思に委ねられるため、相談が途切れる場合もあります。そのため、「市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合」とは、支援が必要な方のうち何人が継続的に支援されているかという割合ではなく、<u>複合的で多岐にわたる問題を抱えるDV被害者の方に対し、市町村の関係部署が連携して「切れ目のない支援」を提供する仕組みがある市町村の割合によって評価を行っています。</u> <u>調査の結果、継続して支援が必要なDV被害者がいると回答のあった全ての市町村において継続的な支援が行われていることが確認できました。このため、支援体制の整備状況を示す指標として、達成率を100%としています。</u> ご意見を踏まえ、評価指標の定義を、本文に追記いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(新規)</td> <td> <p>(P10) <u>「市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合」とは、DV被害者のうち、加害者との同居による再被害の懸念がある方、疾病や障がいを抱える方、生活困窮にある方など、複合的で多岐にわたる問題を抱える被害者に対し、市町村の関係部署が連携して、「切れ目のない支援」を提供できているかを測る指標です。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	(新規)	<p>(P10) <u>「市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合」とは、DV被害者のうち、加害者との同居による再被害の懸念がある方、疾病や障がいを抱える方、生活困窮にある方など、複合的で多岐にわたる問題を抱える被害者に対し、市町村の関係部署が連携して、「切れ目のない支援」を提供できているかを測る指標です。</u></p>
変更前	変更後					
(新規)	<p>(P10) <u>「市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合」とは、DV被害者のうち、加害者との同居による再被害の懸念がある方、疾病や障がいを抱える方、生活困窮にある方など、複合的で多岐にわたる問題を抱える被害者に対し、市町村の関係部署が連携して、「切れ目のない支援」を提供できているかを測る指標です。</u></p>					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
2	<p>第4 DV対策に係る具体的取組</p> <p>(1) 基本目標Ⅰ DVを生まない社会づくり</p> <p>重点目標②予防教育・普及啓発の充実</p> <p>○予防教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 「被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことが、被害の継続・深刻化につながる場合があります。」 <p>この文面からだと、<u>DV被害者が暴力を放置、見過ごした結果、被害の継続・深刻化につながるといったように受け取れます。</u>社会の認識としてDVの背景や本質について正しく理解されていないことが問題ではないでしょうか？</p>	<p>(P22)</p> <p>県では、<u>DV被害者や周囲の人々も含む、社会全体がDVの背景や本質について正しく理解し、相談につながる行動をとれるようになることが重要だ</u>と考えています。</p> <p>ご意見を踏まえ、記載を修正するとともに、周囲の人たちも身近な支援者として、できることを行うことが重要であるため、本文に追記いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1070 440 2085 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 440 1579 483">変更前</th> <th data-bbox="1579 440 2085 483">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 483 1579 1377"> <p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことが、被害の継続・深刻化につながる場合があります。</p> <p>(新規)</p> </td> <td data-bbox="1579 483 2085 1377"> <p>(P22)</p> <p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないこと<u>で</u>、被害の継続・深刻化につながる場合<u>も</u>あります。</p> <p>(P22)</p> <p><u>また、県民意識調査(P28 図表7)によると、DV被害経験がある人のうち、「知人・友人」に相談した人は24.4%、「家族・親戚」が23.2%となっています。周囲の人たちがDVについて理解し、被害者から相談を受けた場合などに、見て見ぬふりをしたり、「よくあること」として傍観することなく、声をかけたり、話を聞いたり、必要に応じて相談機関の情報を伝えるなど、身近な支援者として、できることを行うことが求められます。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことが、被害の継続・深刻化につながる場合があります。</p> <p>(新規)</p>	<p>(P22)</p> <p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないこと<u>で</u>、被害の継続・深刻化につながる場合<u>も</u>あります。</p> <p>(P22)</p> <p><u>また、県民意識調査(P28 図表7)によると、DV被害経験がある人のうち、「知人・友人」に相談した人は24.4%、「家族・親戚」が23.2%となっています。周囲の人たちがDVについて理解し、被害者から相談を受けた場合などに、見て見ぬふりをしたり、「よくあること」として傍観することなく、声をかけたり、話を聞いたり、必要に応じて相談機関の情報を伝えるなど、身近な支援者として、できることを行うことが求められます。</u></p>
変更前	変更後					
<p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことが、被害の継続・深刻化につながる場合があります。</p> <p>(新規)</p>	<p>(P22)</p> <p>被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないこと<u>で</u>、被害の継続・深刻化につながる場合<u>も</u>あります。</p> <p>(P22)</p> <p><u>また、県民意識調査(P28 図表7)によると、DV被害経験がある人のうち、「知人・友人」に相談した人は24.4%、「家族・親戚」が23.2%となっています。周囲の人たちがDVについて理解し、被害者から相談を受けた場合などに、見て見ぬふりをしたり、「よくあること」として傍観することなく、声をかけたり、話を聞いたり、必要に応じて相談機関の情報を伝えるなど、身近な支援者として、できることを行うことが求められます。</u></p>					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVを発生させないためには、若年層からの予防教育が欠かせません。<u>学校教育においてデートDVについて知り、健全な人間関係の築き方を学ぶ機会がきちんと確保されるよう働きかけを徹底されたい。</u> 	<p>○県内私立学校において、人権の尊重や、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図るため、関係機関と連携して子どもの発達段階に応じた学習活動を実施するよう周知していきます。特に、中学・高校等においては、<u>デートDV予防に係る学習の推進が図られるよう働きかけます。【総務部総務課】</u></p> <p>○全ての児童生徒が、性犯罪・性暴力に対して適切な行動がとれる力を発達段階に応じて身に付けることができるよう、デートDVの予防を含めた「生命（いのち）の安全教育」の推進に取り組んでいます。 <u>引き続き、児童生徒等が被害に気付くことや被害を予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や、嫌なことをされたら訴えることの必要性等について学校に伝え、多様な指導方法や、取組事例の情報提供を行います。【学校教育課】</u></p> <p>○学校では各教科や特別活動等において、デートDVを含む性に関する指導や人権教育等を児童生徒の発達段階や学校の実態に応じ、学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ながら行っています。また、<u>県教育委員会では管理職や保健主事、養護教諭等を対象とした各種研修においてデートDVに関する内容を取り扱っています。引き続きDVを発生させない予防教育に取り組んでまいります。【保健体育課】</u></p> <p>○人権教育の目標である「自分も大切に、他者も大切にできる」子どもを育成するためにすべての教育活動を通じて人権に関する知識を深めるとともに人権感覚の育成を目指しています。<u>今後も管理職研修や人権教育主任等研修、経験者研修を中心として、自他を尊重する人権教育の重要性について教職員の理解を深め、学校教育における人権尊重の精神を涵養していくよう努めてまいります。【人権同和教育課】</u></p>

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
	(続き)	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり記載を修正します。</p> <table border="1" data-bbox="1070 276 2085 1254"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 276 1579 320">変更前</th> <th data-bbox="1579 276 2085 320">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 320 1579 1254"> <p>【今後の具体的取組】</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p> <p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、DV及びデートDVに対する正しい理解を図るための研修を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p> </td> <td data-bbox="1579 320 2085 1254"> <p>【今後の具体的取組】 (P24)</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育を含めた「<u>生命(いのち)の安全教育</u>」への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p> <p>(P31)</p> <p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、DV及びデートDVについて<u>理解を深め、適切な対応を実践できるよう、各研修を通じて理解の促進に努めます。</u></p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>【今後の具体的取組】</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p> <p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、DV及びデートDVに対する正しい理解を図るための研修を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p>	<p>【今後の具体的取組】 (P24)</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育を含めた「<u>生命(いのち)の安全教育</u>」への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p> <p>(P31)</p> <p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、DV及びデートDVについて<u>理解を深め、適切な対応を実践できるよう、各研修を通じて理解の促進に努めます。</u></p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p>
変更前	変更後					
<p>【今後の具体的取組】</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p> <p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、DV及びデートDVに対する正しい理解を図るための研修を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課</p>	<p>【今後の具体的取組】 (P24)</p> <p>5 学校等による予防教育の実施 13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育を含めた「<u>生命(いのち)の安全教育</u>」への理解を促進する啓発等を行います。</p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p> <p>(P31)</p> <p>10 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施 25 教職員に対し、DV及びデートDVについて<u>理解を深め、適切な対応を実践できるよう、各研修を通じて理解の促進に努めます。</u></p> <p>(所管) 学校教育課 <u>保健体育課</u></p>					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
4	<p>第4 DV対策に係る具体的取組 (2) 基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護 重点目標⑦加害者更生</p> <p>・ 被害者支援だけでなく、加害者の行動変容もDV対策においては重要な取組と考えます。再発防止に向けた加害者向けのプログラムやカウンセリング等の具体的な導入実施に取組まれます。</p>	<p>(P41)</p> <p>加害者プログラムとは、被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させるプログラムです。</p> <p>県では加害者プログラムは実施していませんが、平成29年に県警、心理、精神医療、県の関係機関が「DV・ストーカー被害者等に対する人身の安全に関する相互協定」を締結し、加害者に対するカウンセリングや医療の提供等による再犯防止に取り組んでいるところです。</p> <p>一方、加害者プログラムの実施に関しては、2つの課題があると考えています。</p> <p>① 加害者プログラムの実施期間は1年以上の長期間にわたるとされており、全国的にも実施している自治体や機関は少なく、受け皿の確保が難しいこと</p> <p>② 加害者の中には、自身の行為が暴力であるという認識が欠如している者もおり、プログラムの受講が任意である現状では、加害者に受講の必要性を認識させ、動機づけを行うことは困難であること</p> <p>これらのことから、現時点でのプログラム実施は困難ですが、同居を継続せざるを得ない事情のある被害者などに対する支援のためには加害者への介入も重要な視点です。そのため、県は、国の動向や先進事例の情報収集を行い、関係機関と連携しながら、将来的なプログラム実施に向けた環境整備に努めてまいります。</p> <p>計画中、「加害者更生」を「加害者プログラム」に修正した上で、ご意見を踏まえ、上記現状と課題を本文中に追記するとともに、以下のとおり記載を修正します。</p> <table border="1" data-bbox="1070 1007 2085 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 1007 1581 1046">変更前</th> <th data-bbox="1581 1007 2085 1046">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 1046 1581 1417"> <p>重点目標⑦加害者更生 【今後の具体的取組】 19 加害者更生等に関する情報収集</p> <p>71 国等の状況について情報収集を行い、DVの再発防止のために効果的な実施方法を研究します。</p> </td> <td data-bbox="1581 1046 2085 1417"> <p>(P42)</p> <p>重点目標⑦加害者プログラム 【今後の具体的取組】 19 加害者プログラム等に関する情報収集等</p> <p>71 国の動向や先進事例の情報収集を行い、関係機関と連携しながら、将来的なプログラム実施に向けた環境整備に努めます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>重点目標⑦加害者更生 【今後の具体的取組】 19 加害者更生等に関する情報収集</p> <p>71 国等の状況について情報収集を行い、DVの再発防止のために効果的な実施方法を研究します。</p>	<p>(P42)</p> <p>重点目標⑦加害者プログラム 【今後の具体的取組】 19 加害者プログラム等に関する情報収集等</p> <p>71 国の動向や先進事例の情報収集を行い、関係機関と連携しながら、将来的なプログラム実施に向けた環境整備に努めます。</p>
変更前	変更後					
<p>重点目標⑦加害者更生 【今後の具体的取組】 19 加害者更生等に関する情報収集</p> <p>71 国等の状況について情報収集を行い、DVの再発防止のために効果的な実施方法を研究します。</p>	<p>(P42)</p> <p>重点目標⑦加害者プログラム 【今後の具体的取組】 19 加害者プログラム等に関する情報収集等</p> <p>71 国の動向や先進事例の情報収集を行い、関係機関と連携しながら、将来的なプログラム実施に向けた環境整備に努めます。</p>					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
	(続き)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1057 217 1576 255">変更前</th> <th data-bbox="1576 217 2069 255">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1057 255 1576 663"> 【今後の具体的取組】 (新規) </td> <td data-bbox="1576 255 2069 663"> 【今後の具体的取組】 <u>73 加害者に対し、精神医学的・心理学的アプローチによる再犯防止のために、加害者に対して心理的カウンセリング等を推奨するとともに、定期的に連絡を取り、再犯防止を図ります。</u> <u>(所管)</u> <u>県警本部</u> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	【今後の具体的取組】 (新規)	【今後の具体的取組】 <u>73 加害者に対し、精神医学的・心理学的アプローチによる再犯防止のために、加害者に対して心理的カウンセリング等を推奨するとともに、定期的に連絡を取り、再犯防止を図ります。</u> <u>(所管)</u> <u>県警本部</u>
変更前	変更後					
【今後の具体的取組】 (新規)	【今後の具体的取組】 <u>73 加害者に対し、精神医学的・心理学的アプローチによる再犯防止のために、加害者に対して心理的カウンセリング等を推奨するとともに、定期的に連絡を取り、再犯防止を図ります。</u> <u>(所管)</u> <u>県警本部</u>					
5	<p>第4 DV対策に係る具体的取組</p> <p>(2) 基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護</p> <p>○DV被害者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自立」と「自律」について、「すなわち、被害者が加害者に依存せず安全安心な生活を営むとともに・・・」とあります。<u>被害者は加害者に依存しているのではなく、加害者から支配を受けているので、依存とは異なるように思います。</u> また、その続きで「自らの人生に責任を持って判断・行動できる状態を意味します」と書かれていますが、「責任を持って判断・行動する」よりも「<u>自己決定ができる状態</u>」が大切なのではないでしょうか？ 	<p>(P46)</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のように記載を修正します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 807 1576 845">変更前</th> <th data-bbox="1576 807 2078 845">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 845 1576 1369"> DV被害者支援における「自立」とは、<u>生活面や経済面での自立に加え、自己の意思で判断・行動できる主体性や判断力を含む概念と位置付けます。すなわち、被害者が加害者に依存せず安全な生活を営むとともに、暴力による支配や心理的抑圧から回復し、自らの人生に責任を持って判断・行動できる状態を意味します。</u> </td> <td data-bbox="1576 845 2078 1369"> DV被害者支援における「自立」とは、<u>経済面の自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活を営めることとし、「本人の自己決定」と「自己選択」が重要な要素となります。</u> (下線部：「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」における自立の定義を引用して記載。) </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	DV被害者支援における「自立」とは、 <u>生活面や経済面での自立に加え、自己の意思で判断・行動できる主体性や判断力を含む概念と位置付けます。すなわち、被害者が加害者に依存せず安全な生活を営むとともに、暴力による支配や心理的抑圧から回復し、自らの人生に責任を持って判断・行動できる状態を意味します。</u>	DV被害者支援における「自立」とは、 <u>経済面の自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活を営めることとし、「本人の自己決定」と「自己選択」が重要な要素となります。</u> (下線部：「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」における自立の定義を引用して記載。)
変更前	変更後					
DV被害者支援における「自立」とは、 <u>生活面や経済面での自立に加え、自己の意思で判断・行動できる主体性や判断力を含む概念と位置付けます。すなわち、被害者が加害者に依存せず安全な生活を営むとともに、暴力による支配や心理的抑圧から回復し、自らの人生に責任を持って判断・行動できる状態を意味します。</u>	DV被害者支援における「自立」とは、 <u>経済面の自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活を営めることとし、「本人の自己決定」と「自己選択」が重要な要素となります。</u> (下線部：「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」における自立の定義を引用して記載。)					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
6	<p>第4 DV対策に係る具体的取組</p> <p>(2) 基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護</p> <p>○DV被害者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 「民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供できるよう努めます。」について、<u>市町村も利用できる制度であるか。そうであれば、所管に「市町村」を記載すべきである。</u> 	<p>(P47)</p> <p>DV被害者が民間賃貸住宅へ入居する際、保証人の確保が困難な場合には、民間の家賃債務保証会社等の利用が考えられます。これは、DVセンター（女性相談センター）が支援する案件に限らず、市町村においても被害者への情報提供に努めるべき事項です。そのため、<u>ご指摘のとおり、所管に市町村を追記いたします。</u></p> <p>ほかにも、DV被害者の女性がアパートの賃貸契約や就職、入院などで保証人を必要とする際に活用できる「<u>身元保証人確保対策事業</u>」があります。これは、<u>施設等（女性相談センター一時保護所や母子生活支援施設等）を利用または退所した際に、保証人が得られない場合、施設長等が保証人となる事業です。保証料は国と施設等の措置委託元である都道府県や市町村が折半します。この事業については計画中に記載がありませんでしたので、併せて追記いたします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 683 2085 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 683 1579 724">変更前</th> <th data-bbox="1579 683 2085 724">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 724 1579 1377"> <p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>81 民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供できるよう努めます。</p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター</p> </td> <td data-bbox="1579 724 2085 1377"> <p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>82 民間賃貸住宅への入居に際し、保証人の確保が困難な場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供できるよう努めます。<u>また、施設等を利用または退所したDV被害者の女性が利用できる「身元保証人確保対策事業」についても、実施に取り組みます。</u></p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター <u>市町村</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>81 民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供できるよう努めます。</p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター</p>	<p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>82 民間賃貸住宅への入居に際し、保証人の確保が困難な場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供できるよう努めます。<u>また、施設等を利用または退所したDV被害者の女性が利用できる「身元保証人確保対策事業」についても、実施に取り組みます。</u></p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター <u>市町村</u></p>
変更前	変更後					
<p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>81 民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供できるよう努めます。</p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター</p>	<p>【今後の具体的取組】</p> <p>23 被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施</p> <p>82 民間賃貸住宅への入居に際し、保証人の確保が困難な場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供できるよう努めます。<u>また、施設等を利用または退所したDV被害者の女性が利用できる「身元保証人確保対策事業」についても、実施に取り組みます。</u></p> <p>(所管)</p> <p>青少年家庭課 女性相談センター <u>市町村</u></p>					

・誤字脱字等指摘箇所については、字句を訂正します。